



発行
東京都

目次

13

公 告

○令和七年工事監査の結果に関する報告の公表……
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年工事監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月11日

| | |
|---------|--------|
| 東京都監査委員 | 保坂まさひろ |
| 東京都監査委員 | 中村ひろし |
| 東京都監査委員 | 茂垣之雄 |
| 東京都監査委員 | 後藤靖子 |
| 東京都監査委員 | 小粥純子 |

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により、毎年行う監査である。都が実施した工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づき監査を実施した。

2 監査の対象

令和6年度に都が締結した契約金額100万円以上の工事等を対象とし、「安全管理」を重点監査事項として検証した。
さらに、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事等は大規模工事等監査の対象とした。

3 監査の期間

令和7年1月8日から令和8年1月15日まで
局への実地監査期間は、別表3（p.48-49）のとおりである。

4 監査実施状況

対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、スポーツ推進本部、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計20局並びに島しょ関係部局（大島支庁管内・八丈支庁管内）である。

監査は、2兆8,251億余円（1万6,464件）の工事等を対象として、過去の指摘等を踏まえ潜在的なリスクを抱える工事を中心に、効果的、効率的に監査するため、以下に示す特徴を持つ案件を優先し、8,402億余円（1,562件）の工事等を抽出して実施した（実施金額率：29.7%、実施件数率：9.5%）。

- ・ 契約金額が大きい工事
- ・ 大規模な改修（解体）工事
- ・ 設計変更を実施した工事
- ・ 落札率が極端に低い又は高い工事
- ・ 契約不調後、再起工した工事

| | |
|---|---|
| <p>・ 特命随意契約工事</p> <p>・ 同一局内で同じ工種内容で発注されている複数の工事</p> <p>・ 複数の局で同じ工種内容が発注されている工事</p> <p>なお、工事監査実施一覧は、別表3 (p. 48-49) のとおりであり、大規模工事等監査実施一覧は、別表4 (p. 50) のとおりである。</p> <p>5 監査の着眼点</p> <p>本監査では、適正性、安全性などの合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点を重視し、各局の事業の特性を踏まえ、全庁横断的に監査を行った。</p> <p>(1) 工事監査</p> <p>計画・設計・積算、施工、維持管理・その他の三つの分野ごとに、次のとおり着眼点を設定した。</p> <p>① 計画・設計・積算</p> <p>ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。</p> <p>イ 法令、基準等に基づき、適正かつ合理的及び経済的に行われているか。</p> <p>ウ 設計は、安全面、使いやすさ、維持管理のしやすさに配慮されているか。</p> <p>エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか。</p> <p>オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。</p> <p>② 施工</p> <p>ア 設計図書に基づき適切に行われているか。</p> <p>イ 設計変更協議等は、適時適切に行われているか。</p> <p>ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。</p> <p>エ 材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか。</p> <p>オ 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。</p> <p>③ 維持管理・その他</p> <p>ア 施設の維持管理は、適切に行われているか。</p> <p>イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか。</p> <p>ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ 公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき取組は、適正に行われているか。</p> | <p>(2) 重点監査事項</p> <p>重点監査事項である「安全管理」について、主な着眼点を次の①から③のとおり設定した。</p> <p>① 発注者として工事が安全に施工できるように、必要な仮設や工事の制約となる条件等を設計図書に明示しているか。</p> <p>② 監督員として受注者が作成する施工計画書が、高所や地下、道路上など現場の危険性に応じた対策を盛り込んだものとなっていることを確認しているか。</p> <p>③ 監督員として施工計画書に基づいた工事の安全管理が適切に実施されていることを、工事現場や提出された関係図書にて確認し、受注者に対して必要な指導・監督を行っているか。</p> <p>(3) 大規模工事等監査</p> <p>事業計画との整合性の確認などを行う大規模工事等監査においては、前述の(1)に加え、次のとおり着眼点を設定した。</p> <p>① 事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか。</p> <p>② 事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているか。</p> |
|---|---|

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

令和7年工事監査では、監査の着眼点を踏まえ、計画・設計・積算・施工・維持管理・その他について、各局を横断的に監査した。

また、「安全管理」を重点監査事項に設定し、設計、施工等の各段階において、工事事故の防止や熱中症対策などの取組が適正・適切に行われているか、重点的に監査を行った。

あわせて、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事等を対象に大規模工事等監査として、事業計画等に基づき設計や施工が適切に行われているかなどについて確認した。

(1) 安全管理の取組状況について

近年、工事現場における資材の落下や作業員の被災など、安全を脅かす事故が多発している。また、働き方改革に伴う建設業の時間外労働上限規制に対応した適正工期の設定や作業員の熱中症対策、豪雨による工事現場への浸水対策など、安全管理の重要性は一層高まっている。

こうした中、工事の安全管理については、受注者自らが労働安全衛生規則など法令等を遵守するとともに、発注者である都が、自ら作成した監督基準等に基づき受注者を適切に指導・監督することにより、受注者と発注者双方が緊密に連携して安全確保に取り組むこととなっている。

具体的には、各現場において、法令等に基づき交通誘導員による歩行者等の適切な誘導、立入防止柵による重機作業エリアの分離、暑さ指数測定器による計測及び危険度に応じた警告灯の点灯による注意喚起等、工事現場における安全対策や熱中症対策が所定の方法により、概ね取り組まれていることを確認した。

また、労働安全衛生規則の改正により、令和7年6月から工事現場等での熱中症対策として、熱中症のおそれがある作業員を早期に見つけ、迅速かつ適切な対処により重篤化を防止するため、現場における緊急連絡体制の整備や、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成、関係者への周知が義務付けられた。

この規則改正後に実施した監査においては、緊急連絡体制や必要な措置の実施手順等が揭示板により周知されており、改正規則に基づき、各現場で適切に熱中症対策が実施されていることを確認した。

しかしながら、一部の現場で、仮設足場の設置や電動工具・重機の使用、石綿含有建材の解体・処理、高所現場における墜落防止措置などについて、安全管理の不備が

認められ、重大な事故や健康被害につながるおそれがあったため、適切な対応を求め、別項のとおり指摘した。

(2) 指摘・改善すべき事項について

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められた10局に対し、23件の指摘、1件の意見・要望を行い、大規模工事等監査については、不適切な事項は認められなかった。

① 安全管理について

重点監査事項である工事の安全管理については、7件の指摘を行った。

具体的には、指摘事項として、設計段階では、工事現場の地下水位や土質条件等に適した土留工法を採用していない事例が認められた。

また、施工段階では、事前に足場の設置計画が労働基準監督署へ提出されていたにもかかわらず、石綿含有建材使用建築物の解体工事で解体実施状況が記録されず完了報告も提出されていなかった事例、高所作業となる人孔設置工事で墜落防止措置を実施していなかった事例などでは、安全管理の関係法令が遵守されていなかった。

こうした工事の安全に直結した誤りは、重大な事故や健康被害につながるおそれがあり、これを防ぐためには、まず各局が工事の安全管理体制を再点検するとともに、法令等に則った適切な安全対策を確実に講じることが重要である。

また、工事の安全管理は、発注者としての責務の第一であり、安全管理に対する監督員の意識啓発はもとより、受注者への指導・監督の徹底をより一層強化することが不可欠である。

② 安全管理以外について

工事の安全管理以外については、16件の指摘、1件の意見・要望を行った。

具体的な指摘事項としては、設計図書に材料や施工条件の仕様を明示していなかった事例や、積算基準に基づく単価設定や諸経費の計上をしていなかった事例、法令に基づく建築物の計画通知が事前に提出されていなかった事例、一般廃棄物収集運搬業務の委託契約が適正な手続で行われていなかった事例等が認められた。

工事実施における法令等に基づく手続の遺漏や関連基準に則っていない設計・積算は、法令違反や違算に伴うコスト増に、また、不十分な施工管理は、品質の低下につながるおそれがある。

このため、これら指摘の是正・改善に向け、設計段階では、現場条件に応じた適切な工法等の十分な検討を徹底するとともに、設計図書への施工条件や仕様の明示、法令等に基づく手続の確実な実施が必要である。

また、積算段階では、対象施設に応じて、土木や建築、設備ごとに定められた基準

に則るとともに、単価設定や諸経費に係る各種基準類における適用条件等の十分な理解が必要である。
 さらに、施工段階では、監督員は、受注者に対する仮設物設置における工法や材料の選択についての確認・承諾を確実に実施することが求められる。

(3) 総括

今後、各局は、指摘に対する是正・再発防止策を局内で共有し、その実施状況を定期的に点検・評価していく必要がある。

その際、各局においては、限られた技術職員により業務を遂行しており、経験の浅い職員や専門職以外の職員が設計や工事を担当するケースが増加している現状を踏まえ、OJTや研修の充実、ベテラン職員による現場指導の機会拡充などにより、こうした職員のスキルアップを図ることが重要である。

また、工事における法令遵守や適切な設計・積算等を確実に実施していくためには、複数の目でチェックする必要があるが、デジタル技術の活用によるチェック機能の強化などにより、業務の効率化等に取り組んでいくことが望まれる。

今回の指摘事例の中には、過去の監査において同様の内容を指摘してきたものが含まれており、各局は、本監査を活用し、自局に対する指摘のみならず他局の指摘についても同様の事故防止を図り、全庁的な再発防止につなげていくことが重要である。本監査の結果を踏まえ、安全・安心な都市づくりや持続可能な社会の実現に向けて、各局が実効性ある取組を着実に進めることを期待する。

2 監査結果

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められた10局に対し、23件の指摘、1件の意見・要望を行い、指摘金額(注)は、3,108万余円となった。また、大規模工事等監査の観点においては、不適切な事例は認められなかった。
 指摘事項等件数について、局別の内訳は表1のとおりである。

(注) 指摘金額とは、予定価格及び変更契約額などの違算額を集計したものである。

(表1) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

| № | 局 | 指摘 | | | | 計 | 意見・要望 | | | | 合計 うち重 点監査 事項 |
|----|----------|----|----|----|-----|---|-------|----|----|-----|------------------------|
| | | 設計 | 積算 | 施工 | その他 | | 設計 | 積算 | 施工 | その他 | |
| 1 | 総務局 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 2 | 財務局 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 3 | 主税局 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 4 | 生活文化局 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 5 | スポーツ推進本部 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 6 | 都市整備局 | 2 | | | 2 | | | | | 0 | 2 |
| 7 | 住宅政策本部 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 8 | 環境局 | 1 | | 1 | 2 | | | | | 0 | 2 |
| 9 | 福祉局 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 10 | 保健医療局 | | 1 | | 1 | | | | | 0 | 1 |
| 11 | 産業労働局 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 12 | 中央卸売市場 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| 13 | 建設局 | | 2 | 2 | 6 | | | | | 0 | 6 |
| 14 | 港灣局 | | | 2 | 3 | | | | | 0 | 3 |
| 15 | 東京消防庁 | | | 2 | 2 | | | | | 0 | 2 |
| 16 | 交通局 | 1 | 1 | | 2 | | | | | 0 | 2 |
| 17 | 水道局 | 1 | 1 | | 3 | | | | | 0 | 3 |
| 18 | 下水道局 | 1 | | | 1 | | 1 | | | 1 | 2 |
| 19 | 教育庁 | | 1 | | 1 | | | | | 0 | 1 |
| 20 | 警視庁 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| | 島しょ | | | | 0 | | | | | 0 | 0 |
| | 合計 | 6 | 8 | 6 | 23 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 24 |

(1) 工事監査の区分別指摘等状況

指摘事項及び意見・要望事項について、その内容に応じて分類した区分別件数(表2)のとおりである。

指摘事項としては、現場に適した土留工法や使用材料、木造建築物の仕様明示漏れなど、現場状況や基準に則した設計をしていなかった事例や、単価設定、材料費、施工費、現場労働者の法定福利費、諸経費など、各種基準類に基づき積算をしていなかった事例、足場設置届出の未提出、手すりや墜落防止措置の不備、電動工具の安全カバー取外しや重機の吊上能力超過など、施工計画書の確認や施工における安全管理が不十分だった事例がみられた。

その他、建築基準法に基づき手続や、廃棄物収集運搬業務における委託契約、書面による監督員承諾など、法令遵守や適正な業務手続を行っていなかった事例も認められた。

また、意見・要望事項としては、杭圧入引抜機の移設費の積算について、他工法や現場状況を踏まえ、適切な積算方法を検討するよう要望した。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

| 区分 | 指摘 | 意見・要望 | 合計 | (参考) 令和6年の うち重点 指摘事項 の合計件数 | |
|-----|---------|-------|----|--|--|
| | | | | 令和6年の うち重点 指摘事項 の合計件数 | (参考) 令和6年の うち重点 指摘事項 の合計件数 |
| 設計 | 条件明示等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 工法等の選定 | 3 | 3 | 1 | 3 |
| 積算 | リサイクル対策 | 1 | 1 | | 0 |
| | 単価設定 | 5 | 5 | | 3 |
| | 数量算出 | 1 | 2 | | 2 |
| | 諸経費等 | 2 | 2 | | 2 |
| 施工 | 施工管理 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| | 安全対策 | 4 | 4 | 4 | 2 |
| その他 | 契約事務等 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 合計 | 23 | 1 | 24 | 7 | 22 |

(2) 重点監査事項の指摘状況

本監査では、重点監査事項である「安全管理」について、前述 p.3に記載の3つの着眼点に基づき、設計・施工等の各段階において安全管理が適正に実施されているか検証した。

この結果、「安全管理」に関わる7件の指摘事項が認められた。これらの指摘事項一覧は表3のとおりである。

(表3) 重点監査事項の指摘事項一覧

| No. | 指摘事項件名 | 局名 | 頁 |
|-----|--|-------|----|
| 1 | 任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの (電線共同溝設置工事) | 都市整備局 | 14 |
| 17 | 建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの (自然公園(便所)改築工事) | 環境局 | 34 |
| 18 | 根固めフロッグ据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの (橋脚基礎遊離掘削工事) | 建設局 | 36 |
| 19 | 街路築造工事の人員配置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの (街路築造工事のうち排水管設置工事) | 建設局 | 37 |
| 20 | 高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの (宿泊所設備改修工事) | 港湾局 | 38 |
| 21 | 建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの (消防署庁舎改修工事) | 東京消防庁 | 39 |
| 22 | 石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの (消防分団本部建築工事) | 東京消防庁 | 40 |

(3) 大規模工事等監査

大規模工事等監査では、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事のうち、新規案件として本報告書(p.43)に掲載した朝霞浄水場排水処理所脱水機更新事業を含め、6局に対し55件の工事を監査した。
この結果、不適切な事項は認められなかった。

3 主な指摘事項

監査の結果、是正・改善すべき事項について、設計、積算、施工及びその他の各区分に分類した事項の中から、本年の重点監査事項に係るものや過去に複数局に対し同様の指摘が繰り返されているものなど、全庁的に啓発が必要とされるものに注目して選定した。

【設計】

電線共同溝設置工事において、地下水位が高い軟弱地盤に適用すべき土留工法を選定していなかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

※重点監査事項

都市整備局 p. 14

都市整備局は、土地区画整理事業に伴う電線共同溝の設置工事を行っている。東京都電線共同溝整備マニュアルでは、掘削箇所において、地下水位が高く、軟弱地盤の場合は、打込工法等の安全性の高い土留工法を選定することとしている。しかしながら、設計では、地下水位が高い軟弱地盤であるにもかかわらず、安全性の低い土留工法を選定していた。そこで、局に対し、土留工法の選定を適正に行うように求めた。

【設計】

ポンプ所の増築工事において、先行して行われている工事から引き継がれるリース契約の作業構台について、買い取る前提で設計していたため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

下水道局 p. 21

下水道局は、ポンプ所の増築工事を行っている。本工事では、先行して行っている工事でリース契約により設置した仮設の作業構台(注)を引き継ぐ計画としていた。しかしながら、部署間の調整が不十分だったため、先行工事でリース契約を継続していたにもかかわらず、本工事では買い取る前提で設計していた。そこで、局に対し、先行工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うよう求めた。

(注) 作業構台
作業場、資材置場の確保等を目的として、鋼材等により仮設した作業場所のこと

【積算】

体育館床の塗装改修工事の単価設定において、施工費を二重計上していたため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

教育庁 p. 28

教育庁は、都立高校の体育館等の経年劣化に伴う改修工事を行っている。

このうち、体育館床の塗装改修工事における水性ウレタン樹脂塗装の単価設定において、刊行物単価に施工費が含まれていたにもかかわらず、さらに施工費を加えていた。

このため、施工費が二重計上となり、予定価格の積算において、約520万円が過大なものとなっている。

そこで、局に対し、塗装改修工事の単価設定を適正に行うよう求めた。

【施工】

設備改修工事において、法令に基づく足場設置計画の作成と必要な届出手続を行っていないかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

※重点監査事項

港湾局 p. 38

港湾局は、港湾労働者向け宿泊所の設備改修工事を行っている。

本工事の受注者は、「労働安全衛生法」に基づく足場設置計画の作成と労働基準監督署への届出を行っておらず、届出について確認していなかった。

そこで、局に対し、高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

【施工】

石綿含有建材使用建築物の解体工事において、解体実施状況の記録・保存が適切に実施されていなかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

※重点監査事項

東京消防庁 p. 40

東京消防庁は、消防分団本部の建替えに伴い、既存の石綿含有建材使用建築物の解体工事を行っている。

本工事の受注者は、「石綿障害予防規則」などに基づき、解体作業を行う際は、写真等により記録しなければならないが、保管や廃棄状況等に関する写真を記録していなかった。

また、受注者は、「大気汚染防止法」に基づき、斤に、石綿含有建材の排出完了報告を実施する必要があるが、実施していなかった。

そこで、斤に対し、石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

【その他】

公園便所建築工事において、建築基準法に基づく手続を適正に行っていなかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

建設局 p. 22

建設局は、公園内に便所を建築する工事を行っている。

局は、「建築基準法」に基づき、建築物を建築する場合、着工前に、その計画を、所管行政庁に通知し、確認済証(注)を取得しなければならないが、この通知を行っておらず、確認済証も取得していなかった。

そこで、局に対し、「建築基準法」の手続について適正に行うよう求めた。

(注) 確認済証
所管行政庁による審査を経て、その計画が建築基準関係規定に適合することが認められたときに交付されるもの

第3 区分別監査結果

1 設計

(1) 任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの【重点監査事項】(指摘事項)

都市整備局は、表1の契約により、足立区六町二丁目付近において、土地区画整理事業に伴い、無電柱化のための電線共同溝設置工事を行っている。本工事では、任意仮設の土留めについて、掘削断面が自立することを前提とした軽量鋼矢板建込工法（以下「建込工法」という。図）で設計している。

ところで、東京都電線共同溝整備マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、掘削箇所において、地下水位が高く、軟弱地盤（注）の場合は、安全性確保のため、隣接する矢板がかみ合い、安全性の高い軽量鋼矢板打込工法（以下「打込工法」という。図）を選定する必要があるとしている。また、局積算基準では、掘削工法における標準的な土留工法を定めており、建込工法については、普通地盤又は硬質地盤の場合に適用可能とし、軟弱地盤では適用不可としている。

そこで、本工事の土質調査資料を見たところ、地下水位が高く軟弱地盤であることから、土留めは任意仮設であるものの、掘削時の安全性を確保するため、土質条件等を反映した土留工法に基づく設計にする必要があった。

このため、局は、マニュアルや局積算基準に基づく打込工法ではなく、安全性の低い建込工法を適用していたのは適正ではない。
局は、任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計されたい。

(都市整備局)

(注) 軟弱地盤

N値＝4以下の軟らかい粘性土やN値＝10以下の緩い砂質土からなる地盤を軟弱地盤という。

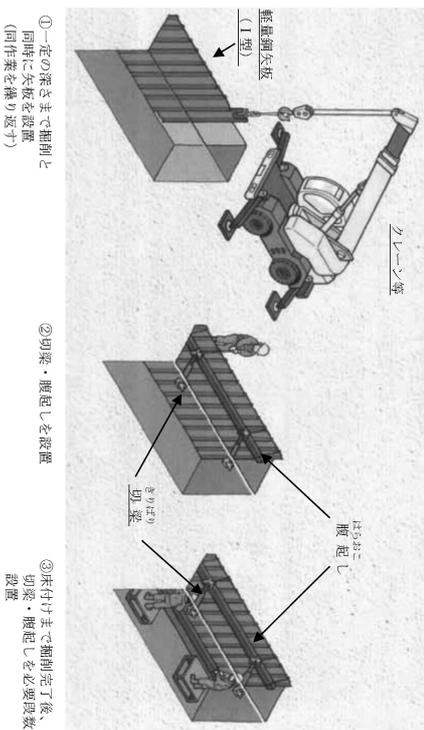
また、岩盤や小石などの砂れきを多く含み、N値＝5.0以上の固い地盤を硬質地盤、それ以外の地盤を普通地盤という。

(表1) 契約の概要

| 契約作名 | 工期 | 契約金額 |
|------------------|---------------------|-------------|
| 電線共同溝設置工事（5六町-1） | 令和5.10.27～令和6.11.20 | 155,367,300 |

(単位：円)

(図) 建込工法及び打込工法



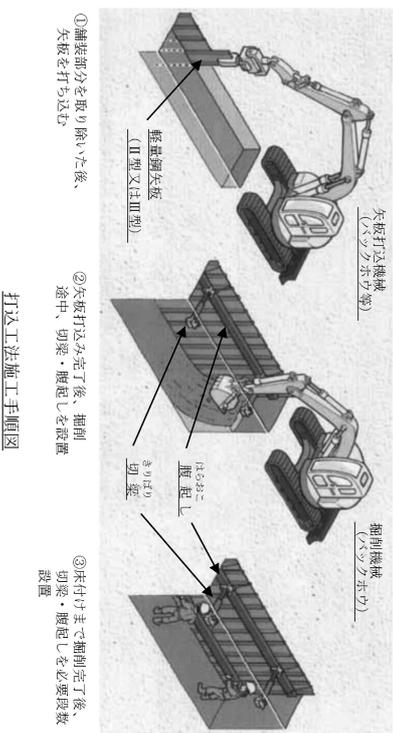
①一定の深さまで掘削と同時に矢板を設置(同作業を繰り返す)

②切梁・腰足を設置

③未付けまで掘削完了後切梁・腰足を必要段数設置

建込工法施工手順図

打込工法



①掘削部分を掘り除いた後、矢板を打ち込む

②矢板打込が完了後、掘削途中、切梁・腰足を設置

③未付けまで掘削完了後、切梁・腰足を必要段数設置

打込工法施工手順図

「土止め先行工法に関するガイドラインの要点」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/new_content/shotu/roundou/gyousei/anzon/040330_6.html) を加工して作成